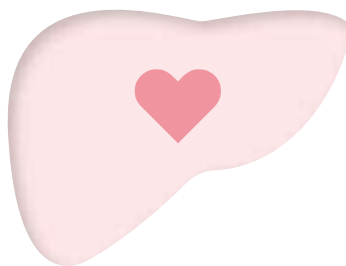


B型・C型
肝炎ウイルス
が原因の
肝がん・重度肝硬変の
医療費は、
助成が受けられます。



治療 3 月目から
入院も
通院も※
自己負担 月 1 万円

医療費の助成には下記の条件があります

肝がん・重度肝硬変で入院又は通院※

条件
1

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療又は通院治療を受けており、年収約370万円以下であること等が条件となります。入院又は通院をされたら、まずお住まいの都道府県又は医療機関の窓口などにお問い合わせください。また、医療費の助成を受ける際に必要となる「医療記録票」を医療機関に記載してもらってください。

※ 通院は「分子標的薬を用いた化学療法」と「肝動注化学療法」に係る医療費が対象です。

条件
2

一定額以上を窓口で負担

入院又は通院による医療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える必要があります。

条件
3

参加者証の取得

条件1、2を満たした月が、過去12月で2月となった場合、指定医療機関（入院又は通院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、都道府県に相談してください。）に「臨床調査個人票」を記載してもらい、「医療記録票」の写し等を添付し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。

条件
4

医療費の助成

条件1～3を満たした上で、過去12月で3月目以降となる高額療養費の基準額を超える入院医療又は通院医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

申請については 都道府県、医療機関 にご相談ください

「参加者証」の申請に必要な書類

チェックリスト

申請に必要な書類は、年齢によって変わります。
まず最初に申請される方の年齢を下記よりお選びください。

✓ 申請される方が**70歳未満**の場合

- ☐ 臨床調査個人票と同意書
- ☐ 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し
- ☐ 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- ☐ 申請される方の住民票の写し
- ☐ 医療記録票の写し

✓ 申請される方が**70歳以上75歳未満**の場合

- ☐ 臨床調査個人票と同意書
- ☐ 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写し
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（所得区分が「一般」にあたる者を除く）
- ☐ 申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類（所得区分が「一般」にあたる者）
- ☐ 申請される方の住民票の写し（所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し）
- ☐ 医療記録票の写し

✓ 申請される方が**75歳以上**の場合

- ☐ 臨床調査個人票と同意書
- ☐ 申請される方の氏名が記載された後期高齢者医療被保険者証の写し
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（所得区分が「一般」にあたる者を除く）
- ☐ 申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類（所得区分が「一般」にあたる者）
- ☐ 申請される方の住民票の写し（所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し）
- ☐ 医療記録票の写し

記載している書類は一般的なものとなりますので、あらかじめお住まいの都道府県にご確認ください。

